

大和市告示第71号

大和市地域介護・福祉空間（介護分）整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月30日

大和市長 大木 哲

大和市地域介護・福祉空間（介護分）整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市地域介護・福祉空間（介護分）整備費補助金交付要綱（平成28年大和市告示第198号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成28年度（平成27年度からの繰越分）地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金交付要綱（平成28年6月8日厚生労働省発老0608第1号厚生労働事務次官通知の別紙）」を「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金交付要綱（平成24年7月17日厚生労働省発老0717第2号厚生労働事務次官通知の別紙）」に改める。

第2条中「国実施要綱別表2に掲げる介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入促進事業」を「次に掲げる事業」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 国実施要綱別表1に掲げる既存施設のスプリンクラー設備等整備事業（以下「スプリンクラー設備等整備事業」という。）
- (2) 国実施要綱別表1に掲げる防犯対策強化事業（以下「防犯対策強化事業」という。）

第3条中「別表2」を「別表1」に改める。

第4条第1項中「別表2」を「別表1」に改め、「法人毎の」及び「平成28年6月7日老発0607第1号「平成28年度（平成27年度補正予算繰越分）地域介護・福祉空間整備推進交付金（介護ロボット等導入支援事業特例交付金）の内示について」に記載された額。」を削る。

第5条第1項中「平成28年11月30日」を「補助事業の区分に応じ市長が別に定める日」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 当該事業に係る工事等を請け負う事業者等が作成した見積書の写し
- (2) 図面
- (3) その他市長が必要と認める書類

第7条第1項各号列記以外の部分中「介護ロボットの製造業者又は販売代理店」を「工事請負業者等」に、「補助対象経費」を「補助対象費用」に、「平成29年3月31日」を「当該年度の末日」に改め、同項第1号中「補助対象経費」を「補助対象費用」に、「製造業者又は販売代理店」

を「工事請負業者等」に改める。

第12条を削る。

第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

別表中「第13条」を「第12条」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の大和市地域介護・福祉空間（介護分）整備費補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により補助金の交付を受けた者に係る旧要綱第12条の規定は、なおその効力を有する。